

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第34号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「(1月間の日数(天理市の休日を定める条例(平成元年3月天理市条例第4号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととさ

れ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第17項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第11項」を加える。

附則第9項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の8項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（天理市の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年 月天理市条例第 号）による改正前の天理市の職員の定年等に関する条例（昭和58年12月天理市条例第14号）第3条ただし書に規定

する職員（以下「技能員」という。）に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（技能員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。

12 天理市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第10項に規定する技能員（以下「技能員」という。）以外の者にあつては60歳とし、技能員にあつては63歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（技能員以外の者にあつては60歳とし、技能員にあつては63歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

14 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超

える者に限る。) (規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

技能員以外の者	60歳
技能員	63歳

15 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項 (第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に

係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年12月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に新条例」を「に天理市一般職の職員の退職手当に関する条例」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第17項まで」を加える。

附則第4項中「に新条例」を「に天理市一般職の職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第5項中「新条例」を「天理市一般職の職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第11項」を加える。

- 第3条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月天理市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、天理市一般職の職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第10条第2項、第4項及び第11項の改正規定並びに附則第9項の改正規定及び附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第4項及び附則第4条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。)」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

第3条 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

